

公益社団法人世田谷法人会 定款及び諸規程の監修に係る公募について

1. 参加資格要件

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 公益社団法人世田谷法人会の法人格を有する正会員、または賛助会員であること。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (3) 「公益社団法人」という法人格について理解し、本件の主旨を十分に理解した上で委託業務を実施できること。
- (4) 本委託業務と同種の業務を実施した事業を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (5) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2. 委託業務内容

本会の定款及び諸規定の監修

3. 作業完了

原則、依頼から1カ月以内には完了すること。

4. 契約金額

(1) 原則として、本公募で委託が確定した委託先からの見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)をもって契約金額とする。

(2) 契約金額は、原則、作業月の翌月までに当該金額を支払うものとする。

6. 見積書・提案書類(任意書式)

(1) 本件業務に係る見積書については、月額費用を提示のこと。

(2) 消費税及び地方消費税相当額は、税率10%で算定のこと。

7. 受付期間及び提出先

2023年3月17日(金)午後5時必着

当会事務局へメール(文書添付)、郵送、または持参

〒154-0023 東京都世田谷区若林1-15-10 世田谷電設会館3階

電話: 03-3410-1425

8. 提出にあたっての留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出された見積書・付随書類等は返却いたしません。

(3) 参加申込後に辞退する場合は、3月20日(月)午後5時までに書面で辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 一度提出した見積書の差し替え、及び再提出には応じません。受付期間内であっても同様とします。

以上